

建物関係者の皆様へ

飲食店・物販店・福祉施設等の新規入居や  
建物の増改築、隣接する建物の接続等を行う場合は

事前に消防署に  
ご相談ください!



飲食店、物販店、福祉施設などの新規入居

一般住宅

共同住宅

事務所ビル



宿泊施設・福祉施設として使用

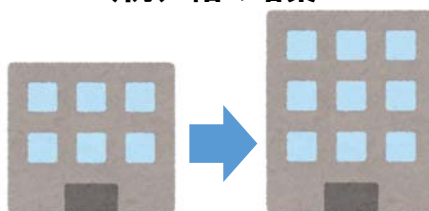


飲食店・物販店の入居



増築、隣接建物との接続工事

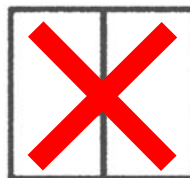
(例) 階の増築



(例) 建物同士の接続



窓や扉などを開放できなくする工事



新規入居や、建物の増築等に伴い、  
屋内消火栓設備、自動火災報知設備などの設置や防火管理者の選任が  
必要となることがあります。

名古屋市南消防署 ☎052-825-0119

共同住宅や事務所ビルに宿泊施設や福祉施設が新たに入居すると、  
消防法上の位置づけが変わるの？



消防法上、防火対象物（建物）は、「特定防火対象物」と「非特定防火対象物」に区分されます。  
共同住宅や事務所ビル、倉庫などは「非特定防火対象物」に該当しますが、この「非特定防火対象物」に  
宿泊施設や飲食店、福祉施設等の用途が新たに入居すると、その区分は「特定防火対象物」に代わります。

新規入居により防火対象物の区分が「特定防火対象物」になると、  
どのような義務が生じるの？



「特定防火対象物」に区分が変わると、防火対象物の用途や面積、収容人員により、自動火災報知設備、  
屋内消火栓設備などを防火対象物全体に設置する義務が生じることがあります。  
この他、「防火管理者や統括防火管理者の選任」「消防用設備等点検結果や防火対象物点検結果の年1回の報告」「防災物品の使用」などの義務が生じることがあります。

増築工事や棟と棟を接続する工事を行うと、  
屋内消火栓の設置が必要になることがあるの？



増築や棟の接続工事により防火対象物（建物）の面積が増加したり、壁や天井の仕上げ材を可燃物に変更  
したりすると、屋内消火栓設備や自動火災報知設備等の設置が必要になることがあります。

窓や扉等を開放できないように固定すると、  
自動火災報知設備の設置が必要になることがあるの？



窓や出入口の固定閉鎖などにより、避難や消火活動に有効な開口部の面積が一定以下となり、「無窓階」に該当  
すると、用途・面積等により屋内消火栓設備や自動火災報知設備の設置が必要になることがあります。

福祉施設等の新規入居や接続増築等により消防用設備等未設置など  
法令違反とならないようにするには、どうすればよいですか？



福祉施設等の新規入居や接続増築があっても、すべてのケースで屋内消火栓設備等の設置義務が新たに  
生じる訳ではありません。消防法の規定は、用途・面積・収容人員等により異なります。  
入居や増築などの工事を計画の折には、お気軽に消防署予防課にお問い合わせください。